

京都府 リハビリテーション支援センター

—京都府総合リハビリテーション連携指針—

丹後圏域

地域リハビリテーション
支援センター
丹後中央病院

中丹圏域

地域リハビリテーション
支援センター
東：舞鶴赤十字病院
西：市立福知山市民病院

南丹圏域

地域リハビリテーション支援センター
京都中部総合医療センター

京都市域（京都市・乙訓圏域）

地域リハビリテーション支援センター
がくさい病院

乙訓地域（京都市・乙訓圏域）

地域リハビリテーション支援センター
済生会京都府病院

山城北圏域

地域リハビリテーション支援センター
京都岡本記念病院

山城南圏域

地域リハビリテーション支援センター
京都山城総合医療センター

京都府立医科大学附属北部医療センター

京都府立舞鶴こども療育センター

京都府北部リハビリテーション支援センター

地域リハビリテーション
支援研究センター
明治国際医療大学附属病院

京都府リハビリテーション
支援センター

京都府リハビリテーション
教育センター

京都府立医科大学

京都府立心身障害者
福祉センター

京都府立こども発達
支援センター

丹後・中丹・南丹・京都市・乙訓・山城北・山城南の各圏域において、それぞれの地域のリハビリテーション拠点として「地域リハビリテーション支援センター」が、また全圏域を対象に「地域リハビリテーション支援研究センター」が指定されています。さらに、当センターのサテライトとして北部リハビリテーション支援センターを設置しています。

京都府リハビリテーション支援センターは、府保健所や地域リハビリテーション支援センター、地域リハビリテーション支援研究センター等と連携をはかり、府内全域のリハビリテーション提供体制の拠点となって活動しています。

京都府リハビリテーション支援センター

京都府におけるリハビリテーション(以下「リハ」という。)施策については、京都府リハ支援センターとリハ教育センター、二次医療圏域ごとに設置している地域リハ支援センター、府保健所、そして地域支援研究センター、地域包括ケア推進機構等が一体となって、府内各地域におけるリハ体制の支援・強化や充実に取り組んでいるところです。

また、施策を進めるために、平成22年に「総合リハ推進プラン」を策定し、府民が住み慣れた地域で安心して、いきいきと暮らせるよう、急性期から回復期、維持・生活期まで継続したリハ提供体制の整備を進めてきましたが、更なる高齢化の進行に伴うリハ需要の増加や障害児・者のリハニーズ等に応えるため、平成25年度に同プランを改定(第2期)、また、令和元年度からは同プランを継承した「京都府総合リハビリテーション連携指針」を策定し、「人材の確保・育成」「施設の拡充」「連携体制の構築」「総合リハ推進体制の構築」の4本柱を軸として、更なるリハの充実と各地域で適切で質の高いリハが提供できる体制の構築を進めているところです。

主な取り組みとして、「人材の確保・育成」では、リハ教育センターによるリハに精通した医師の育成、府立医科大学に開設されたリハ医学教室によるリハ専門医等の確保、修学資金の貸与、就業フェアの開催、各種研修の実施、「施設の拡充」では訪問リハ事業所の整備促進、リハビリロボットや福祉用具・介護ロボット等の普及促進、「連携体制の構築」では、地域リハコーディネート事業、地域ケア会議等に参画出来るリハ人材の養成及び派遣、府内全域を対象とした地域連携パスの推進、「総合リハ推進体制の構築」では、オール京都で設立した地域包括ケア推進機構との連携(地域包括ケア3大プロジェクトにリハを位置付け)等リハの充実に向け様々な施策を実施しています。

当センターは、高齢者が介護を必要となっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を推進するとともに、障害のある人もない人もそれぞれに役割をもちながら、主体的に地域に参加し、共に支え合う「地域共生社会」の実現に向け、リハに求められる役割を果たすべく日々努力しているところです。

さらに、当センターは京都府における高次脳機能障害支援拠点として、相談窓口の設置や医療関係者等への研修、地域におけるネットワークの構築等、高次脳機能障害の当事者・家族を支えるための取り組みも行っています。また、平成30年9月に当センターのサテライトとして設置した「北部リハ支援センター」にも高次脳機能障害支援拠点としての機能を持たせるなど北部地域での支援の充実に努めているところです。

当センターでは、引き続き府民の皆様が安心していきいきと暮らせるよう、リハの一層の充実や高次脳機能障害支援に取り組んでまいります。

圏域の地域リハビリテーション支援センターについて

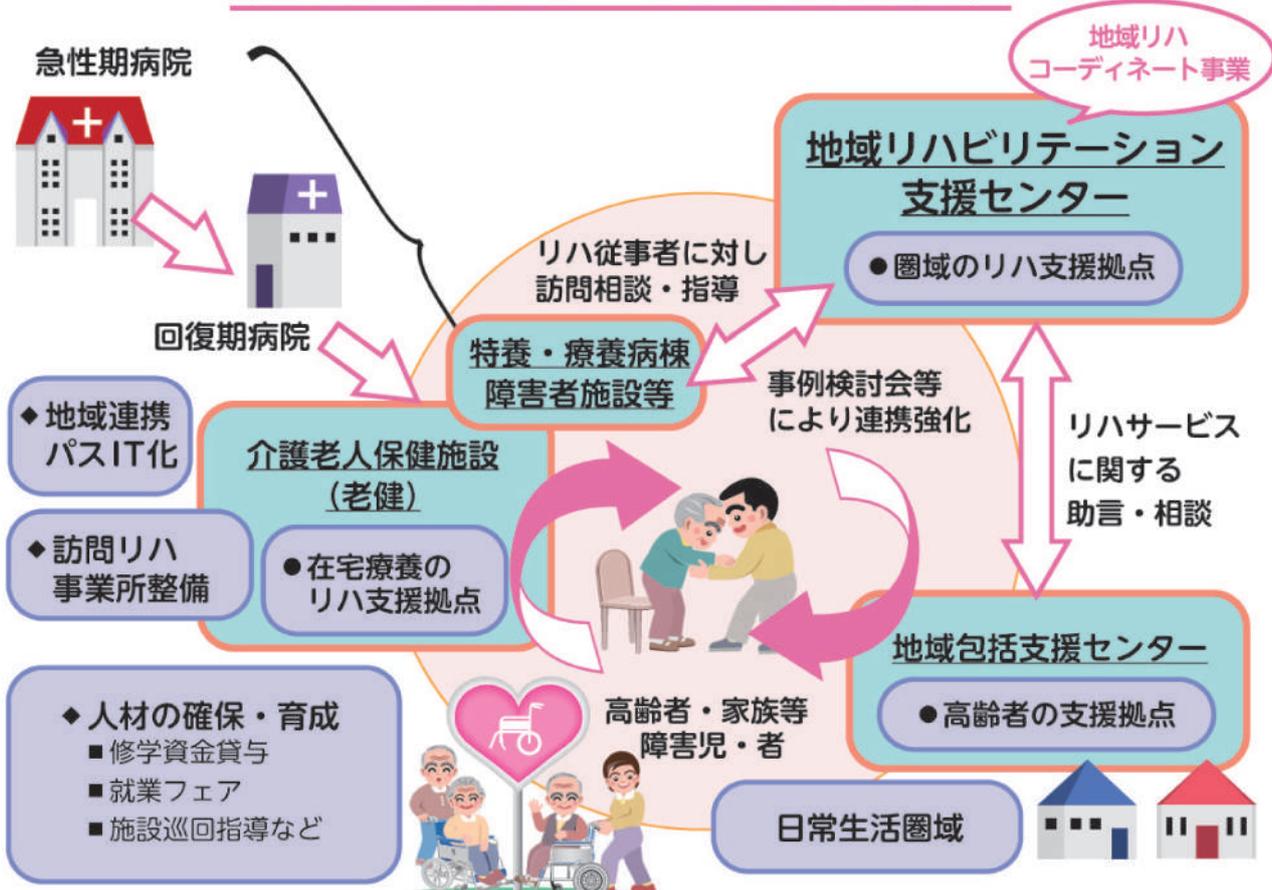
丹後・中丹・南丹・京都市・乙訓・山城北・山城南の各圏域において、それぞれ「地域リハビリテーション支援センター」が指定されています。

地域リハビリテーション支援センターは、圏域におけるリハビリテーションの基幹病院として、先導的な役割を果たし、かつ高度な医療を提供し、府保健所とともに医療機関・介護保険施設等と連携しながら、それぞれの圏域におけるリハビリテーション機能の充実を図ります。

圏域の地域リハビリテーション支援センターの主な事業

- 1 圏域連絡会議の開催
- 2 地域包括支援センター等に対するリハサービスに関する助言・相談対応
- 3 従事者支援のための訪問相談
- 4 リハサービス窓口担当者等との定期的な事例検討会の開催
- 5 研修の実施や受け入れ、情報発信等
- 6 市町村からの要請に対するリハ専門職の派遣調整窓口
- 7 高次脳機能障害、脊髄損傷、神経難病等のリハへの取組に関すること
- 8 その他地域リハの推進に関すること

総合リハビリテーション充実事業



事業内容

事業の日程や内容については詳細が決定次第、当センターホームページに掲載いたします。



京都府リハビリテーション支援センターホームページ

<http://www.pref.kyoto.jp/rehabili/>

人材の確保・育成	施設の拡充	連携体制の構築	総合リハ推進体制の構築
<p>【量の充足】 ○リハ専門医や在宅等においてリハに対応できる医師(かかりつけ医等)、リハ専門職(特に作業療法士、言語聴覚士)を確保するとともに、地域的な偏在の解消を図ります。</p> <p>【質の確保】 ○リハ医、リハ専門職、看護職・介護職等のリハ従事者等のさらなる質の確保を図ります。</p>	<p>【量の充足・質の確保】 ○維持・生活期における外来及び在宅系のリハサービスのさらなる充実を図るとともに、先端的リハの普及促進に努めます。</p>	<p>○圏域内の病院、施設等における医療系従事者(医師、看護師等)と介護系従事者(社会福祉士、介護福祉士等)のさらなる連携を図ります。</p>	<p>○介護・医療・福祉・教育の連携を促進し、地域共生社会の実現に向け、地域包括ケアシステム(推進機構)と連携した取組を進めます。</p>

各研修会の開催

◆リハビリテーション看護職・介護職ステップアップ研修

リハビリテーションの視点や実技を中心とした基礎的な内容の研修会

◆リハビリテーション専門職定着化研修

セラピストを対象に必要な知識、技術を提供し、リハビリテーションの質を図ることを目的とした研修会

理学療法士会、作業療法士会、言語聴覚士会、老人保健施設協会等職能団体への委託による北部での研修会の開催

◆機能訓練指導員等研修会

利用者に必要な機能の改善、機能の減退を防止するための施設機能の向上を目的とした研修会、北部と南部で研修会を開催

◆障害児・者リハビリテーション研修会

障害児・者リハビリテーションを担うリハビリテーション専門職や従事者等を対象とした研修会、北部と南部で研修会を開催

◆リハビリテーション行政職研修会

行政の中で働くリハビリテーションに関わる方を対象とした研修会

◆摂食嚥下等障害対応支援研修

摂食嚥下障害に関する知識、技術の向上を目的とした研修会、北部と南部で研修会を開催

◆地域リハビリテーションフォーラム

医療・福祉分野を総合的にとらえることを目的とした研修会

◆専門職受入研修

リハビリテーション専門職を対象に、臨床現場で直接技術指導等を受ける機会をもうけ、質の高いリハビリテーションサービスを地域住民へ安定して提供することを目的とした研修

◆北部在宅リハビリテーション研修

在宅リハビリテーションに関係する従事者等を対象とした北部での研修

◆高次脳機能障害支援研修

当事者、家族、医療機関関係者、福祉施設等関係者向けの研修会

◆リハビリテーション専門職地域人材養成・派遣支援事業

地域ケア会議や介護予防事業へ参画できる人材を養成することを目的とした研修等

リハビリテーション医等養成

リハビリテーション専門医や、在宅等においてリハビリテーションに対応できる医師(かかりつけ医など)を養成・教育するための研修プログラムを作成するとともに、座学、実地研修を実施

巡回・訪問等事業

◆リハビリテーション巡回相談事業

リハビリテーション専門職のいない介護老人福祉施設や障害児・者施設などに訪問し、リハビリテーションの基礎的知識・技術及びリハビリテーション提供に関する連携体制などの助言相談を実施

◆摂食嚥下等障害対応支援事業(訪問相談)

言語聴覚士のいない介護老人福祉施設や障害児・者施設などに訪問し、摂食・嚥下障害やコミュニケーション障害などの入所者などへの適切な支援に必要な知識・技術の支援を実施

理学療法士等修学資金貸与事業

京都府内の医療機関、福祉機関などに就業を希望する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の養成校の在学者に対し、修学資金を貸与

リハビリテーション就業フェアの開催

府内全域でのリハビリテーション提供体制の充実を促進するため、府内におけるセラピストの確保を図ることを目的に「京都府リハビリテーション就業フェア」を開催

訪問リハビリテーション事業所整備促進事業

府内の訪問リハビリテーション事業所の充実を図るため、開設に必要な備品整備等に要する経費に対する補助

リハビリテーションロボット等の普及促進

先進的リハビリテーション治療や、医療・福祉・介護ロボット等の普及促進を図る

医療介護連携調整事業

京都府医師会が推進する地域連携パスに対する補助

北部リハビリテーションの充実

北部地域におけるリハビリテーションの充実と高次脳機能障害支援を行う拠点として中丹東保健所内に「北部リハビリテーション支援センター」をサテライトとして設置

「北部リハビリテーション支援センター」

京都府北部地域のリハビリテーション需要(高次脳機能障害等への支援の需要も含む)に対応するため、府北部地域のリハビリテーション支援機能の強化を図ることを目的に、京都府リハビリテーション支援センターのサテライト拠点として「北部リハビリテーション支援センター」を設置

京都府北部地域では、高齢化に加え、リハビリ人材が少なく、リハビリ資源が広域に分散している等の課題がある中、多様なリハビリニーズに対応する必要があるため、北部におけるリハビリ資源の確保や質の向上、北部地域全体での連携体制の構築などを推進するリハ支援拠点として設置。

また、北部地域の高次脳機能障害のある方への就労・生活支援等を行う支援コーディネーターを配置し、医療機関および福祉支援施設等と連携を図り、社会復帰等を支援。

主 な 機 能	
1. リハビリテーション支援の北部活動拠点 ・ リハビリテーション従事者等への相談・指導 ・ 在宅リハビリテーション研修等の実施 ・ 関係機関等による連携体制の構築 等	2. 高次脳機能障害者への北部支援拠点 ・ 高次脳機能障害支援コーディネーターによる相談等支援 ・ 医療機関等との連携強化 ・ 生活訓練の実施や支援体制の構築 等

高次脳機能障害支援普及事業

当事者、家族、医療機関、福祉施設等関係者への電話・来所相談支援、また北部、京都市、南部のネットワーク会議の開催や研修等を実施。「北部リハビリテーション支援センター」にも支援コーディネーターを配置

・・・高次脳機能障害とは・・・

事故などで頭部に強い衝撃を受けたり、脳卒中などの病気にかかったりすることで、脳を損傷すると、身体的な後遺症が軽い場合や残らない場合であっても、損傷した部位により記憶力や注意力が低下するなどの症状が出る場合があります。これらの症状を総称して、行政的に『高次脳機能障害』と呼びます。

これらの症状は、身体的な後遺症と違い、一見わかりにくいいため、本人や周囲の人にとっても気づきにくく、理解されづらいという特徴があります。

・・・高次脳機能障害の主な原因・・・

脳外傷 (頭部外傷)	交通事故・転落などによる硬膜外血腫、脳内出血、脳挫傷、びまん性軸索損傷
脳血管障害	脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、もやもや病
その他	脳炎、低酸素脳症、脳腫瘍、水頭症、アルコール依存症 など

・・・高次脳機能障害診断基準・・・

平成13年度に開始された高次脳機能障害支援モデル事業において集積された脳損傷者のデータ分析の結果を踏まえ、行政的支援のための診断基準が、以下のように定められています。

I. 主要症状等	1. 脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認されている。 2. 現在、日常生活または社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害である。
II. 検査所見	MRI、CT、脳波などにより認知障害の原因と考えられる脳の器質的病変の存在が確認されているか、あるいは診断書により脳の器質的病変が存在したと確認できる。
III. 除外項目	1. 脳の器質的病変に基づく認知障害のうち、身体障害として認定可能である症状を有するが上記主要症状(1-2)を欠く者は除外する。 2. 診断にあたり、受傷または発症以前から有する症状と検査所見は除外する。 3. 先天性疾患、周産期における脳損傷、発達障害、進行性疾患を原因とする者は除外する。
IV. 診断	1. I～IIIをすべて満たした場合に高次脳機能障害と診断する。 2. 高次脳機能障害の診断は脳の器質的病変の原因となった外傷や疾病の急性期症状を脱した後において行う。 3. 神経心理学的検査の所見を参考にすることができる。

なお、診断基準のIとIIIを満たす一方で、IIの検査所見で脳の器質的病変の存在を明らかにできない症例については、慎重な評価により高次脳機能障害者として診断されることがあり得る。
また、この診断基準については、今後の医学・医療の発展を踏まえ、適時、見直しを行うことが適当である。

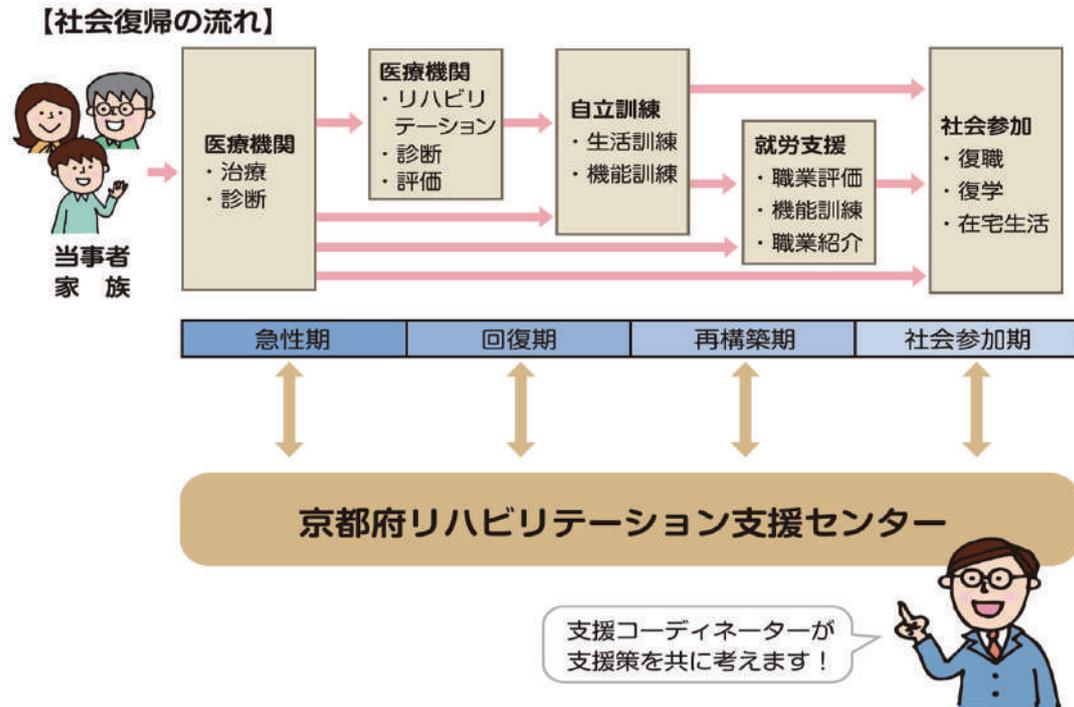
・・・社会参加に向けて・・・

高次脳機能障害は、身体の障害とは異なり、目に見えない機能の後遺症であり、家庭や社会生活上の環境によって、生じる困難さも大きく変わってきます。ご本人はご自身の変化に戸惑い、周りの方は当事者の変化に戸惑い、双方が対応に苦慮してしまうことも少なくありません。上手く社会参加していくためには、障害への正しい理解と対応、社会的な支援が必要となります。

京都府リハビリテーション支援センターでは、ご本人やご家族、関係機関から高次脳機能障害に関する相談を受けし、継続的な支援を行っています。

支援は、ご本人の状態、生活環境、ライフステージなどに応じて一緒に検討し、各関係機関と連携した支援を行っていきます。必要となる社会資源や社会制度も多く、悩まれる方も多いので、まずは一度お電話下さい。相談や支援に費用はかかりません。

また、当センターでは、若年で今後就労を希望されておられる高次脳機能障害の方を対象に、グループプログラムを実施しております。関心のある方は、お問い合わせ下さい。



■高次脳機能障害支援相談窓口

電話相談 月～金曜日(祝日除く) 午前9時～12時、午後1～5時
来所相談 木・金曜日(祝日除く) 午後1時～4時(予約制)

075-221-2611 (相談専用電話)

北部(丹後・中丹)の相談はこちら

電話相談 月・木曜日(祝日除く) 午前9時～12時、午後1～5時
来所相談 月曜日(祝日除く) 午後1時～4時(予約制)

0773-75-7556 (相談専用電話)

※来所相談は完全予約制となっておりますので、まずは一度上記の相談専用電話にご連絡頂き、来所希望の内容等をコーディネーターとご相談後、日程のご予約をしてから来所頂きますようお願いいたします。

※京都市内にお住まいの方は

京都市高次脳機能障害者支援センターにご相談下さい。

月～金曜日(祝日除く) 午前8時30分～12時、午後1～4時

075-823-1658 (専門相談ダイヤル)

京都府総合リハビリテーション連携指針

〈趣旨〉

京都府民が住み慣れた地域で安心して、いきいきと暮らせるよう、急性期から回復期、生活期まで継続したリハビリテーション(以下、「リハ」)提供体制の整備を目的に、平成25年度にアクションプランとして策定した「総合リハビリテーション推進プラン(第2期)」に基づき進めてきた総合リハ充実事業の成果を検証し、さらなる高齢化の進行に伴うリハ需要増加と障害児・者リハのニーズ等に応えるため、「京都府総合リハビリテーション連携指針」を策定します。

なお、この指針は、「京都府保健医療計画」、「京都府高齢者健康福祉計画」、「京都府障害者基本計画」等の計画と一体的な事業の推進を行うものです。

また、関係機関等は、この指針の内容を踏まえ、総合リハに係る課題の解決と適切なリハの提供に向けて行動していただきますようお願いします。

〈達成したい具体的な目標〉

【急性期から回復期、生活期まで継続した、さらなるリハの充実】

- 誰もが住み慣れた地域で、急性期から回復期、在宅リハに対応する医師(かかりつけ医、開業医)が適切にリハの指示をだし、それに対応できるリハ専門職がいる病院、施設が充実し、在宅で安心して暮らせる体制の構築

【各地域で適切で質の高いリハが提供できる体制の構築】

- 総合リハ(医学・教育・職業・社会的リハ)提供体制を充実させ、高齢者や障害児・者を支える取組を定着させるため、京都府、京都地域包括ケア推進機構、地域リハ支援センター、市町村、関係団体、大学、病院、施設等の連携を強め、適切で質の高いリハが各地域で提供できる体制の構築

〈施策の方向〉

《4つの柱》

1. 人材の確保・育成

【量の充足】

- リハ専門医や在宅等においてリハに対応できる医師(かかりつけ医等)リハ専門職(特に作業療法士、言語聴覚士)を育成するとともに、各リハ分野と地域的な偏在の解消を図ります。

□ リハ専門医等の確保・育成

- ◆リハビリテーション教育センターによるリハに対応できる医師(かかりつけ医等)の養成
 - ・ 座学研修、実践セミナー、実地研修の開催
- ◆府立医科大学リハビリテーション医学教室によるリハ専門医等の養成

□ リハ専門職の確保・育成

- ◆理学療法士等修学資金貸与事業
 - ・ 不足地域等対象を重点化し、貸与事業を実施(北部等)
 - ・ 他府県出身者を別枠で確保
 - ・ 特に不足している作業療法士、言語聴覚士の確保
- ◆リハ就業フェアの開催
 - ・ リハ専門職に特化し、北部地域や介護系施設等を含めた就業フェアの開催

- ◆府内の高校生及び進路指導教員へリハ専門職の業務内容の紹介等を実施
(府立高校全58校、私立高校全41校)

□ 障害児・者リハを担う人材の確保・育成

- ◆障害児・者(訪問等)リハを担う人材に対する研修会等の実施
- ◆障害児・者をテーマにした研修会の実施

【質の確保】

○リハ専門医、リハ専門職、看護職・介護職等のリハ従事者等のさらなる質の確保を図ります。

□ リハ専門医等の確保・育成(再掲)

- ◆リハビリテーション教育センターによるリハに対応できる医師(かかりつけ医等)の養成
・座学研修、実践セミナー、実地研修の開催
- ◆府立医科大学リハビリテーション医学教室によるリハ専門医等の養成

□ リハ専門職等の質の確保

- ◆府リハビリテーション支援センター等による研修会の実施
 - ・リハ専門職受入研修(病院等でのリハ専門職の受入研修)
 - ・リハ専門職研修(保健所・市町村対象、老健施設に勤務するリハ専門職対象)
 - ・北部専門職技術向上研修(リハビリテーション三療法士会協議会へ委託)
 - ・北部在宅リハ研修(在宅リハ従事者向け研修)
 - ・チーム医療としての技術向上研修
 - ・摂食嚥下研修会の内容の充実

□ 看護職・機能訓練指導員等のリハに対する専門的な理解や知識の習得

- ◆府リハビリテーション支援センター、地域リハビリテーション支援センターによるリハに関わる看護師等に対する研修会、技術支援、訪問相談等の実施
- ◆介護老人福祉施設における機能訓練指導員等に対する研修会の実施

□ 介護・福祉人材のリハに対する基礎的な理解や知識の習得

- ◆介護・福祉人材の確保と連携した初任者等に対する人材育成・研修会等の実施

□ 認知症にも対応できるリハ専門職等の育成

- ◆介護老人保健施設における認知症短期集中リハ等、リハ専門職等に対する研修・講習会の開催

□ 市町村の地域リハ活動支援

- ◆市町村における介護予防事業等に参画できるリハ専門職の養成・派遣
 - ・地域人材養成研修(リハビリテーション三療法士会協議会と連携実施)
 - ・介護予防事業等への派遣調整(地域リハビリテーション支援センターと連携実施)

2. 施設の拡充

【量の充足・質の確保】

○急性期・回復期機能の拡充や、生活期における外来及び在宅系のリハサービスのさらなる充実を図るとともに、先端的リハ治療の普及促進に努めます。

□ 先端的リハ治療・機器の普及促進

- ◆先端治療の効果検証

- ◆ 検証を踏まえた普及促進
- ◆ 先端的リハ治療法や機器の普及促進
- ◆ リハ・介護ロボットの導入やリーダー養成

□ 回復期機能を有する病床や外来・在宅リハサービスの充実

- ◆ 回復期リハ病棟を軸とする回復期の機能を有する病床の充実促進
- ◆ 訪問リハ事業所の整備促進

3. 連携体制の構築

○ 圏域内の医療機関、施設等における医療系従事者（医師、看護師、リハ専門職等）、介護系従事者（社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員（以下、「ケアマネ」）等）の多職種や障害者サービスなどの従事者、そして多施設とのさらなる連携を図ります。

□ 連携体制の充実・強化（地域リハビリテーション支援センターの充実）

- ◆ 高齢者のリハに加え、障害児・者のリハに関する研修機能や調整機能を強化するとともに、各圏域において地域リハビリテーション支援センター、保健所、市町村、病院、施設、ケアマネ等との一層の連携強化

□ 北部地域・南部地域における機能強化

- ◆ 北部リハビリテーション支援センターが中心となり、北部地域における地域リハビリテーション支援センター、府立医科大学附属北部医療センター等の医療機関、介護施設、福祉施設等との連携促進
- ◆ 府立心身障害者福祉センター附属リハビリテーション病院等におけるリハ機能充実及び地域の医療機関、施設等との連携促進

□ 歯科医師等との連携強化

- ◆ 歯科医師、歯科衛生士等への研修会の実施
 - ・ 事例検討会等への参加
 - ・ 言語聴覚士との連絡会議の実施

□ 看護職・機能訓練指導員等のリハに対する専門的な理解や知識の習得〈再掲〉

- ◆ 府リハビリテーション支援センター、地域リハビリテーション支援センターによるリハに関わる看護師等に対する研修会、技術支援、訪問相談等の実施

□ 地域包括ケアシステムとの連携強化

- ◆ 地域包括支援センター及びケアマネ等に対するリハ知識の普及
 - ・ 地域包括支援センター等に対する助言
 - ・ 従事者への訪問指導
 - ・ 圏域内病院・施設の窓口担当者との定期的協議、事例検討会・連携ツール勉強会等の実施

□ 地域連携パス等施設間連携ツールの普及・充実

- ◆ 地域連携パス等施設間連携ツールの普及・充実を図ることにより、切れ目のない医療・介護の提供を推進

□ 障害児・者支援のための連携体制構築

- ◆ 障害児・者リハの充実のためのリハに係る関係団体や小児医療関係機関等による小児リハ懇談会の開催
- ◆ 周産期等における退院後の在宅での支援のためのネットワーク構築

□ 高次脳機能障害者への地域リハ支援の充実・強化

- ◆北部リハビリテーション支援センターの相談支援機能強化や京都府立心身障害者福祉センターとの連携強化
- ◆地域リハビリテーション支援センターや障害者支援機関と連携した支援体制の構築
- ◆北部、南部、京都市域で就労・社会参加に向けた支援ネットワーク会議の開催
- ◆医療・教育・福祉機関等と連携した高次脳機能障害児支援体制づくり

○大規模災害発生時に、災害弱者や被災高齢者等の生活不活発病の予防に対する適切な対応等が可能となるよう、リハ関係者等への周知や支援等に努めます。

□ 京都JRATとの連携等

- ◆京都JRATとの連携や、災害時活動におけるリハの重要性の周知等、地域リハの中に防災の要素を盛り込む。

4. 総合リハ推進体制の構築

○介護・医療・福祉の連携を促進し、在宅リハのさらなる推進を図るため、地域包括ケアシステム(推進機構)と連携した取組を進めます。

□ 府リハビリテーション支援センターの機能強化

- ◆関係各課との連携を密にするとともに、リハ部会を開催して、府リハビリテーション支援センターにおける施策企画、立案機能を強化

□ 北部地域におけるリハ支援機能の強化

- ◆リハ専門職等の人材確保が困難な北部地域において、総合リハをさらに推進するため設置した「北部リハビリテーション支援センター」による支援の充実

□ 地域リハビリテーション支援センターの機能強化〈一部再掲〉

- ◆地域リハビリテーション支援センターにセンター長(医師)、コーディネーター(リハ専門職等)を配置
- ◆各圏域の保健所と地域リハビリテーション支援センターが一体となり、各市町村等の地域リハ活動を支援し、地域リハを推進
- ◆高齢者のリハに加え、障害児・者のリハに関する研修機能や調整機能を強化するとともに、各圏域において地域リハビリテーション支援センター、保健所、市町村、病院、施設、ケアマネ等との一層の連携強化〈再掲〉

□ 府の関係課等との一層の連携強化

- ◆関係課等(こども・青少年総合対策室、高齢者支援課、地域福祉推進課、障害者支援課、健康対策課、医療課、地域包括ケア推進機構等)との一層の連携強化

□ 地域包括ケアシステムとの連携強化〈再掲〉

- ◆地域包括支援センター及びケアマネ等に対するリハ知識の普及
 - ・地域包括支援センター等に対する助言
 - ・従事者への訪問指導
 - ・圏域内病院・施設の窓口担当者との定期的協議、事例検討会・連携ツール勉強会等の実施

窓 口

リハビリテーションサービスに関する相談やリハビリテーション従事者への訪問指導等については各地域リハ支援センターへ、圏域全般のリハビリテーションの推進についてのお問い合わせは各保健所へお願いいたします。

圏域等	地域リハビリテーション支援センター	京都府保健所等
丹 後 圏 域	丹後中央病院 〒627-8555 京丹後市峰山町杉谷158-1 TEL 0772-62-8301 / FAX 0772-62-8302 e-mail : tango-rehabili-shien@tangohp.com	丹後保健所 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855 TEL 0772-62-4312(直通) / FAX 0772-62-4368
中 丹 圏 域	(中丹東支援センター) 舞鶴赤十字病院 〒624-0906 舞鶴市字倉谷427 TEL / FAX 0773-75-2094 e-mail : obata@chutan-rh.jp	中丹東保健所 〒624-0906 舞鶴市字倉谷1350-23 TEL 0773-75-0806(直通) / FAX 0773-76-7745
	(中丹西支援センター) 市立福知山市民病院 〒620-8505 福知山市厚中町231 TEL 0773-22-6325(直通) / FAX 0773-22-6334 e-mail:chutan-nrh@fukuchiyama-hosp.jp	京都府北部リハビリテーション支援センター 〒624-0906 舞鶴市字倉谷1350-23 TEL 0773-75-7557 / FAX 0773-75-7558
南 丹 圏 域	京都中部総合医療センター 〒629-0197 南丹市八木町八木上野25 TEL 0771-42-2510 / FAX 0771-42-2096 e-mail: nantan-shien-rh@hotmail.co.jp	南丹保健所 〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木21 TEL 0771-62-4753(直通) / FAX 0771-63-0609
京 都 市 域	がくさい病院 〒604-8845 京都市中京区壬生東高田町1-9 TEL 075-754-7128 / FAX 075-754-7107 e-mail:reha-center@gakusai.or.jp	京都府リハビリテーション支援センター 〒602-8566 京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465(府立医科大学内) TEL 075-251-5399 / FAX 075-251-5389
乙 訓 地 域	済生会京都府病院 〒617-0814 長岡京市今里南平尾8 TEL 075-955-0111 / FAX 075-954-8255 e-mail:otokuni-rh@y7.dion.ne.jp	乙訓保健所 〒617-0006 向日市上植野町馬立8 TEL 075-933-1153(直通) / FAX 075-932-6910
山 城 北 圏 域	京都岡本記念病院 〒613-0034 久世郡久御山町佐山西ノ口100番地 TEL 0774-48-5566 / FAX 0774-48-5568 e-mail:rihabili-2@okamoto-hp.or.jp	山城北保健所 〒611-0021 宇治市宇治若森7-6 TEL 0774-21-2199(直通) / FAX 0774-24-6215
山 城 南 圏 域	京都山城総合医療センター 〒619-0214 木津川市木津駅前1-27 TEL 0774-72-0235 / FAX 0774-72-0299 e-mail:rh0001@yamashiro-hp.jp	山城南保健所 〒619-0214 木津川市木津上戸18-1 TEL 0774-72-0981(直通) / FAX 0774-72-8412

京都府リハビリテーション支援センター

〒602-8566 京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465
(京都府立医科大学内)
TEL : 075-251-5399 FAX : 075-251-5389

京都府リハビリテーション支援センター 北部リハビリテーション支援センター

〒624-0906 京都府舞鶴市字倉谷1350-23 (京都府中丹東保健所内)
TEL : 0773-75-7557 FAX : 0773-75-7558

E-mail : rehabili@pref.kyoto.lg.jp URL : <http://www.pref.kyoto.jp/rehabili/>